

議案第三十一号

三朝町消防賞じゆつ金条例の制定について

次のとおり三朝町消防賞じゆつ金条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月拾玖日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町消防賞じゆつ金条例

(昭和) 年 月 日
 条例 第 号

(目的)

第一条 この条例は、三朝町に勤務する消防団員に賞じゆつ金を授与することを目的とする。

(授与の要件)

第二条 町長は、消防団員が、消防業務に従事するに当たつて、当然災厄を~~被~~することを予断できるに拘わらず、これを顧みることなく、その職務を遂行したことに基ついて災害を受け、そのために死亡し又は不具廢疾となつた場合においては、これに賞じゆつ金を授与することができる。

(種類及び金額)

第三条 賞じゆつ金の種類及び金額は、次の通りとし、別表の定めるところによりこれを授与する。

一 殉職者賞じゆつ金

この額は、二百万円以下とし、功勞の程度及び扶養親族(職員)の給与に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第三号)第三

条第二項に掲げる者の例による。以下同じ。の状況によつて定める。

二 障害者賞じゆつ金

この額は、二百万円以下とし、功勞の程度、障害の等級及び扶養親族の状況によつて定める。障害は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和二十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)別表第二に定める第一級から第八級までの身体障害とする。

(授与の対象)

第四条 殉職者賞じゆつ金は、殉職者の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び順位等は、政令第九条及び第九条の二第二項の例による。

(審査)

第五条 賞じゆつ金の授与については、三朝町賞じゆつ金審査委員会の審査を経なければならない。

(委任規定)

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、町長がこれを定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 三朝町消防賞じゆつ金条例(昭和二十九年三朝町条例第二十七号)は廃止する。

[鳥中X]

[鳥中X]

別表第一

殉職者賞じゆつ金

功勞の程度による支給額	金額
(一) 特に拔群の功勞があり他の模範となると認められる者	二、〇〇〇、〇〇〇円
(二) 拔群の功勞があり他の模範となると認められる者	一、五〇〇、〇〇〇円
(三) 特に顯著な功勞があると認められる者	一、二五〇、〇〇〇円以下 七五〇、〇〇〇円以上
(四) 多大な功勞があると認められる者	五〇〇、〇〇〇円

扶養親族の状況による増額

1 (三)から(四)までに該当する者については、扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき五〇、〇〇〇円を加算する。

2 賞じゆつ金の支給を受ける遺族が政令第九条第二項第三号又は第四号に掲げる者である場合においては、前項に定める額の二分の一に相当する額以内の額を減額することができる。

第十四編 防災 (消防賞じゆつ金条例)

別表第二

障害者賞じゆつ金

功勞の程度及び障害の等級による支給額	功勞の程度	障害の等級	金額
第一級	(一) 拔群の功勞があり他の模範となると認められる者	第一級	一、五〇〇、〇〇〇円
第二級	(二) 特に顯著な功勞があると認められる者	第二級	一、〇〇〇、〇〇〇円
第三級	(三) 多大な功勞があると認められる者	第三級	九〇〇、〇〇〇円
第四級		第四級	八〇〇、〇〇〇円
第五級		第五級	七〇〇、〇〇〇円
第六級		第六級	六〇〇、〇〇〇円
第七級		第七級	五〇〇、〇〇〇円
第八級		第八級	四〇〇、〇〇〇円

七一九五

第十四編 防災（消防賞じゆつ金条例）

七一九六（七二二〇）

功勞の程度又は扶養親族の状況による増額

1 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に五〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

2 1に該当する者以外の者^{（イ）}扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき、（イ）に該当する者については四〇〇、〇〇〇円、（ロ）に該当する者については三〇〇、〇〇〇円、（ハ）に該当する者については二〇〇、〇〇〇円を加算する。

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第二に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く。）までの規定の例による。